

利用者負担の仕組みと改善策 (平成19年4月実施予定)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	1 利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別)					
	3 福祉型個別減免	2 月額負担上限額の軽減(経過措置)			3 医療型個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ上限額を 設定)	
食費・光熱水費	4 高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)			事業主の負担による 就労継続支援A型 事業(雇用型)の 減免措置		
	8 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費	5 補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)		7 食費の 人件費支給に よる軽減措置 (経過措置)		6 補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)	
	従来より食費や居住費については実費で負担 新たな負担は発生しませんが、通所施設(事業)を利用した場合には、7の軽減措置が受けられます。					

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

2 通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、月額負担上限額は4分の1になります

通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象になります。なお、20歳未満で入所施設を利用する場合は、資産が一定以下であれば月額負担上限額を2分の1に軽減します。

通所施設(事業)を利用する場合には、低所得2であっても、3,750円となります。

通所施設(事業)、ホームヘルプ利用の場合

区分	月額負担上限額
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円 (通所施設(事業)のみ、もしくは通所施設(事業)と短期入所利用の場合、3,750円)
市町村民税課税世帯 (所得割10万円(注1)未満)	9,300円

月額負担上限額の軽減の対象となる資産の状況(注2)

	預貯金等の額
単身世帯	500万円以下
家族同居	1,000万円以下

(注1)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。税制の改正により、平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されますが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。

(注2)預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

3 入所施設、グループホーム・ケアホームを利用する場合、個別減免があります

福祉型個別減免

入所施設(20歳以上)やグループホーム・ケアホームを利用する場合、低所得1、2の世帯であって預貯金等(注)が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

具体的には、入所施設(20歳以上)では、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても、24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額の50%を利用者負担の上限額とします。就労収入以外で66,667円を超える収入がある場合は、66,667円を超えた額の50%を利用者負担の上限額とします。(食費・光熱水費の就労収入控除については次ページ5を参照)

グループホーム・ケアホームでは、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額が、40,000円までの場合は15%、40,000円を超える場合は50%を利用者負担の上限額とします。(注)預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。